

東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託プロポーザル審査委員会要領（案）

（設置）

第1条 東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託を実施するに当たって、その委託契約の相手方を選定するため、プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）実施要領の策定に関すること。
- （2）事業者選定に関すること。
- （3）企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- （4）その他必要な事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、次のとおりとする。ただし、候補事業者に所属する委員がいる場合は、選定には参加しないものとする。

- （1）東秩父村地域公共交通活性化協議会委員
- （2）委員長が特に認めるもの

（委員長）

第4条 委員長は、東秩父村地域公共交通活性化協議会長をもって充てる。

2 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、東秩父村地域公共交通活性化協議会と兼ねて行うものとする。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局である、東秩父村総務課において処理する。

（評価方法）

第7条 委員は、別に定める評価基準に基づき採点する。

2 候補者が複数の場合は、各委員の評価に基づき最も獲得点数が最も高い事業者を

第一候補事業者として、業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事業者と、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と協議を行う。

3 獲得点数が同数の場合は、見積金額の低い事業者を第一候補として選定する。

4 候補者が複数でない場合においても、委員会において審査を行い、選定の可否を決定し、その際には過半数の承認をもって第一候補事業者として業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は当該事業者と、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、再度選定を行うものとする。

(契約)

第8条 契約に関しては、地方自治法及び東秩父村委託契約約款に準ずるものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月9日から施行する。